

## 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人いこい福祉会（以下「法人」という）の理事、評議員、評議員選任・解任委員および監事、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬および費用弁償)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。報酬額は日額2,300円とする。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等が理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、報酬を支給する。

3 費用弁償額は、役員等の居住地（あるいはいこい作業所）から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

4 報酬、宿泊料（1日につき）および交通費は、旅費規程の別表第2とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、年度末に支払う。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

役員費用弁償簿

いこい福祉会

所属		氏名	職名 氏名			負担区分	
依頼年月日	依頼者	会計責任者	会議日	会議場所	会議名	1 2 3	法人 施設 他
年			年			区分	
月 日			月 日			請求印	
年			年			区分	
月 日			月 日			請求印	
年			年			区分	
月 日			月 日			請求印	
年			年			区分	
月 日			月 日			請求印	

## 役員等報酬および費用弁償規程 新旧比較表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は社会福祉法人いこい福祉会（以下「法人」という）の理事、評議員、評議員選任・解任委員および監事、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。</p> <p><u>(報酬および費用弁償)</u></p> <p>第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。<u>報酬額は日額2,300円とする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。</u></p> <p>2 役員等が理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、報酬を支給する。</p> <p>3 費用弁償額は、役員等の居住地（あるいはいこい作業所）から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。</p> <p>4 報酬、宿泊料（1日につき）および交通費は、旅費規程の別表第2とする。 (支給日)</p> <p>第5条 役員等の報酬は、年度末に支払う。 (改正)</p> <p>第6条 この規程の改正については、<u>評議員会</u>の議決を要する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成21年3月19日から施行する。</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成29年 月 日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は社会福祉法人いこい福祉会（以下「法人」という）の理事、評議員、評議員選任・解任委員および監事、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。</p> <p><u>(報酬)と(費用弁償額)</u></p> <p>第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。<u>ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。報酬額は日額2,300円とする。</u></p> <p>2 役員等が理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、報酬を支給する。</p> <p>3 費用弁償額は、役員等の居住地（あるいはいこい作業所）から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。</p> <p>4 報酬、宿泊料（1日につき）および交通費は、旅費規程の別表第2とする。 (支給日)</p> <p>第7条 役員等の報酬は、年度末に支払う。 (改正)</p> <p>第8条 この規程の改正については、<u>理事会</u>の議決を要する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成21年3月19日から施行する。</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>